

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する新型コロナウイルス感染症対応資金利子補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により被害を受けた事業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、取扱金融機関が島根県中小業制度融資要綱で定める新型コロナウイルス感染症対応資金（以下「本資金」という。）の融資をした場合に、当該取扱金融機関に予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付は、令和2年5月1日から令和3年5月31日までの間に融資実行された本資金に係る補助金の額とする。

2 下記要件のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下、「法」という。）第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を市町村等から受けた者
- (2) 法第2条第5項第5号に基づき認定を市町村等から受けたもののうち、法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者に該当する個人事業主
- (3) 法第2条第5項第5号に基づき認定を市町村等から受けたもののうち、(2)以外の者であって、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎月末残高（期限の利益を喪失したものを除く。）に利子補助率（借入後3年間以外の融資利率と0%の差率）を乗じて得た額を12で除して得た額（円単位未満は切り捨てる。）とする。

(補助金の交付期間)

第5条 補助金の交付期間は、融資実行の月から、当該融資実行の月から3年後の月までとする。

(補助の方法)

第6条 県は、1月から6月までの期間（以下「上期」という。）及び7月から12月までの期間（以下「下期」という。）ごとに取扱金融機関の申請により補助金を支払うものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする取扱金融機関は、第4条の規定により算出した補助金の額をとりまとめ、上期分にあつては8月10日までに、下期分にあつては翌年の2月10日までに交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第8条 知事は、前条の規定により交付申請書及び実績報告書の提出があったときは、当該交付申請書及び実績報告書を審査し、相当であると認めたときは、提出があった日から起算して30日が経過する日までの間に、交付決定及び交付額確定を行うものとする。

2 交付決定及び交付額確定は、交付決定及び交付額確定通知書(様式第3号)による。

(照会、報告)

第9条 知事は、補助金の交付に関する必要な事項について、取扱金融機関に照会し、又は報告を求めることができる。

(書類の保存)

第10条 補助金の交付を受けた取扱金融機関は、当該補助金に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行し、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。